

ているところであります。引き続き「障害者自立支援法」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように事業展開を図ってまいります。

また、平成18年度に策定します「うるま市障がい者福祉計画」に基づいて、障がい者福祉サービスや地域生活支援事業等を推進し、障がい者福祉の向上に取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、児童の健全育成を図るため、家庭、地域、関係機関との連携・協力を得て指導強化に努めつつ、サービスの充実を図ってまいります。

また、児童虐待ならびにドメスティック・バイオレンス（DV）対策につきましても、虐待や暴力という重大な人権侵害から女性・子供を守り、すべての女性が心豊かに生活し、そしてすべての子供が心身共に健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるような地域社会の環境づくりに努めてまいります。

さらに、現在の「児童虐待防止ネットワーク協議会」を発展解消し、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」を新たに立ち上げ、地域および関係機関等との連携をさら

に充実強化しその未然防止・早期発見に努めてまいります。



地域の子どもたちの交流の場となっている児童館

また「みどり町児童センター」を始め各児童館につきましても、平成19年度から指定管理者制度の導入を図り、より一層地域に根ざした事業を展開していくとともに、引き続き放課後児童健全育成事業等を実施してまいります。

母子および寡婦福祉につきましては、母子・寡婦世帯の生活安定と向上を目的に、引き続き自立を支援するとともに、関係機関との連携を密にし、雇用促進と併せ、児童の健全な成長に配慮した母子・寡婦福祉

の推進を図ってまいります。

保育事業につきましても、仕事と家庭の両立支援の観点から、就労形態の多様化にともなう保育ニーズに対応するための保育サービスの提供を行い、安心して子育てができるよう児童の環境整備を図ってまいります。

また、地域全体で子育て支援する基盤の形成を図るため、地域住民による主体的な子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業の充実にも努めるとともに、子育て支援センターにおいて、育児不安・負担の緩和のための、相談等を行ってまいります。

さらに、認可外保育施設に入所しております児童の処遇向上を図るため、引き続き健康診断の実施、牛乳の現物支給などを行ってまいります。ぐしかわ看護専門学校につきましても、「キャンプ・コートニー等周辺まちづくり支援事業」の活用により、事業主体である中部地区医師会において建設事業が進捗中ではありますが、本市といたしましては、同医師会と連携を図りながら技術支援を行ってまいります。

また、総合福祉センターにつきましても、同支援事業の活用により、

総合的な福祉サービスを展開する拠点として、本体棟建設工事を推進してまいります。

5. 市民とともに考え、築き上げるまちを育てます

市 民と行政が協働するまちづくりに向け、参画と交流のまちづくり体制の整備と併せて、ジリツ（自立・自律）でできる力強い地域コミュニティの形成が必要だと考えます。

また、積極的な情報公開や情報交換による情報の共有化を図り開かれた行政を推進し、市民と行政のパートナーシップの確立を図ることも大切で



安慶名再開発事業に関する市民らのワークショップ風景